

■公民館使用料等の見直しについて

1 見直しの目的

平成 17 年、19 年の合併協定では、公民館使用料を「合併後 3 年を目途に再検討する」、公民館維持管理運営を「合併後 3～5 年を目途に、開館時間、休館日、時間外の管理及び管理運営等（地域委託）について調整する」ものとされている。

この合併協定に基づき、公民館等の使用料、開館（使用）時間及び休館日の見直しを行う。また、このことに伴い、時間外管理の態様についても調整する。

2 見直しの対象

使用料減免取り扱いの統一（平成 23 年 10 月実施）の際に対象とした、「校区又は町区単位等の一定の区域において地域活動の拠点としている施設」である次の 4 種の施設。

- ・公民館
- ・コミュニティセンター（西与賀コミュニティセンターを除く。）
- ・生涯学習センター
- ・農村環境改善センター

3 見直しの考え方

公民館使用料については、市民が施設本来の目的で使用する場合は使用料を免除とするなどの、公民館使用料の減免に係る統一した取扱いをすでに実施済みであるが、今回の見直しは基本的にその内容を踏襲し、使用料自体の均衡化として条例等で規定するものである。

(1) 使用料設定（冷暖房機等の電力消費が大きな設備の利用料も含む。）

①部屋の使用料の均衡化

見直しの対象を地域活動の拠点たる施設としており、市民の連携や地域づくりといった公共の福祉につながることに、また、現行でも使用料の不設定や減免により市民に対しては実質的な無料化が図られていることなどから、平成 17 年合併前の佐賀市の例を基礎とし、原則、使用料の設定は行わない。

ただし、すでに実施済みの使用料の減免取り扱いの統一化との整合性を図りつつ、使用目的等により、一部、使用料を徴収する場合を設ける。また、使用料を徴収する場合の使用料額の設定にあたっては、部屋の規模等に基づいて整理し、均衡化を図る。

②冷暖房機等の消費電力が大きな設備の利用料の均衡化

平成 17 年合併前の佐賀市の例により、冷暖房機利用料は、部屋の規模等に基づいて整理し、利用料として実費相当額を設定し、徴収する。

なお、このことにより、一部の現行条例に規定されている「冷暖房使用料」は削除する。

(2) 部屋の使用料

①部屋の使用料を徴収する場合

施設の区分	使用料を徴収する場合
各施設共通	(目的の如何を問わず)市外者が利用する場合
生涯学習センターのみに適用	営利を目的として使用する場合

※市外者 市民を中心とした団体又は市内を主な活動区域とする団体以外の団体(個人にあつては、市内に住所を有する者又は市内に通勤し、若しくは通学する者以外の者)

②部屋の使用料の額

部屋の使用料は、施設の規模から 3 つに大別し、現行の単価、使用料の目安として算出した単価(「公共施設の使用料算定の基本的考え方(H23.4 佐賀市作成)」に基づく。)及び県内他市の類似施設の状況を考慮し設定する。

(円、1時間あたり)

部屋ごとの面積	見直し検討案				
	小規模	中規模	大規模	その他	
	・公民館 ・コミュニティ センター	・農村環境 改善センター ・諸富町公民館	・生涯学習センター	・講堂(諸富) ・多目的H (久保田)	多目的H(富士) 舞台 客席
m ² m ²					
0 ~ 50	300	300	300	—	—
50 ~ 100	500	500	800	—	—
100 ~	700	700	春日コミセンへ	—	—
その他	—	—	—	1,000	500 1,500

(3) 冷暖房機利用料

冷暖房機利用料は、部屋の規模ごとに整理をし、冷暖房機の消費電力量をもとに実費相当額を設定し、徴収する。

現行			見直し検討案		
部屋の体積	利用料 (円/h)	部屋の数	部屋の体積	利用料 (円/h)	部屋の数
200立方メートル 未満	設定なし	25	200立方メートル 未満	100	97
	100	57			
	200	9			
	300	2			
	400	3			
200立方メートル 以上	600	1	200立方メートル 以上	200	45
	設定なし	11			
	100	5			
	160	1			
	200	24			
	300	1			
	400	1			
500	1				
800	1				
舞台(富士)	500	1	舞台(富士)	500	1
客席(富士)	1,500	1	客席(富士)	1,500	1
講堂(諸富)	1,520	1	講堂(諸富)	1,500	1
多目的H(久保田)	2,000	1	多目的H(久保田)	2,000	1

※ 冷暖房機利用料の設定にあたって

- ・実際に設置されている冷暖房機の消費電力量及び施設ごとの年間電気料金額をもとに 1 立方メートル当たりの空調機電気使用料相当額を算出し、部屋ごとの実費相当額を試算した。
- ・冷暖房機利用料の統一のため、部屋を次の水準で区分けした上で、現行の単価を考慮し設定した。
 - ア) 200 立方メートル未満の部屋（おおむね小・中会議室）
 - イ) 200 立方メートル以上の部屋（おおむね大会議室）
- ・なお、以下については他の部屋と比して著しく体積が大きく、現状維持として設定した。
 - ア) 講堂 515.06 m²（諸富）、多目的ホール 624.50 m²（久保田）
 - イ) 客席及び舞台を有する多目的ホール 378.00 m²（富士）

(4) 開館時間（使用時間）及び休館日

① 開館時間（使用時間）及び休館日の統一

見直しの対象とする施設は、その性格が一であることから、市内均一なサービスを提供するため、平成 17 年合併前の佐賀市の例にあわせて以下のとおり統一する。

- ・開館時間（使用時間）は、午前 8 時 30 分から午後 10 時までとする。
- ・休館日は、毎月第 3 日曜日及び 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日とする。

町村別 a	公民館等 b	開館(使用)時間 c	規程上の休館日 d	備考 (規格外の取扱い) e	見直し後の 開館(使用)時間 f	見直し後の 休館日 g
旧 佐賀市	各小学校区19公民館	・8:30～22:00	・毎月第3日曜日 ・12/29～1/3		・8:30～22:00	・毎月 第3日曜日 ・12/29 ～1/3
	日新コミュニティセンター	・8:30～22:00	・毎月第3日曜日 ・12/29～1/3			
諸富	諸富町公民館	・8:30～22:00	・土日・祝日 ・12/29～1/3	毎月第3日曜日。旧佐賀市と同様		
大和	大和生涯学習センター	・9:00～21:45	・第1月曜、第3日曜 ・12/29～1/3 ・祝日			
	川上コミュニティセンター	・9:00～22:00	・12/29～1/3			
富士	富士生涯学習センター	・9:00～21:45	・第1月曜、第3日曜 ・12/29～1/3 ・祝日			
	富士北部・南部コミュニティセンター	・9:00～22:00	・12/29～1/3			
三瀬	三瀬公民館	・8:30～22:00	・土日・祝日 ・12/29～1/3			
川副	中川副公民館 大詫間公民館 西川副公民館	・9:00～17:00 ・土曜日は正午まで開館	・日曜日・祝日 ・12/29～1/3	夜間は予約が入ったときのみ22:00 まで。 市の休日		
	南川副公民館	・9:00～22:00	・毎月第3日曜日 ・祝日 ・12/29～1/3	市の休日		
東与賀	東与賀公民館	・8:30～17:00	・土日・祝日 ・12/29～1/3	夜間は予約が入ったときのみ22:00 まで。 土曜日、日曜日、祝日は予約があれば開館		
	東与賀農村環境改善センター	・8:30～17:00	・土日・祝日 ・12/29～1/3			
久保田	久保田農村環境改善センター	・8:30～17:00	・日曜・祝日 ・12/29～1/3	予約があれば～22:00まで。 第2、第4日曜日、祝日は予約があれば開館		
	久保田公民館	・8:30～17:15 ・土曜日は12:30まで開館	・日曜日・祝日 ・12/29～1/3	土曜日については貸し部屋は休止中		

4 今後のスケジュール案

平成 25 年 3 月	定例市議会（条例改正議案の上程）
4 月～	周知期間
10 月	改正条例の施行（使用料等の見直しの適用）